

高压・特別高压料金表 [東京エリア]

主契約料金表

2025年4月1日実施



四国電力株式会社

高圧・特別高圧料金表

[東京エリア]

(主契約料金表)

目 次

本	則	1
1	適	用.....	1
2	契	約 種 別.....	1
3	適	用 範 囲.....	1
4	供	給電気方式, 供給電圧および周波数	1
5	契	約 電 力.....	1
6	料	金.....	2
7	そ	の 他.....	3
附	則	4
別	表	5

本 則

1 適 用

この高圧・特別高圧料金表〔東京エリア〕（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。ただし、当社以外の者から電気の供給を受けている需要および電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等には適用いたしません。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2 契約種別

契約種別は，電力需給契約書等で定めることといたします。

3 適用範囲

高圧または特別高圧で電気の供給を受け，契約電力が原則として50キロワット以上であって，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

5 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

- (1) 特別高圧で供給する場合または高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。

- (2) 高圧で供給する場合で契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社以外の者から電気の供給を受けていたお客さまが同一需要場所でこの料金表およびでんき供給条件により引き続き電気の供給を受ける場合の契約電力は，原則として，この料金表およびでんき供給条件により電気の供給を受けていた場合に準じて取り扱います。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

- ロ 受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力等の値といたします。
 - ハ 受電設備を減少する場合等で、1年を通じて最大需要電力等が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。
- (3) 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、(1)によってすみやかに需給契約をあらためることとし、それまでの間の契約電力は、(2)によって定めます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金およびでんき供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。なお、電力量料金は、別表（燃料費調整）1(5)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき、電力需給契約書等に定める基本料金単価を用いて算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって、電力需給契約書等に定める電力量料金単価を用いて算定いたします。

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

7 そ の 他

高圧で供給する契約電力が500キロワット未満のお客さまの場合で、でんき供給条件38（需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）における料金適用開始の日は、受電設備を新たに設定された日とし、契約電力等を増加された日は、受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力等を減少しようとする日は、5（契約電力）(2)ハによって契約電力を減少しようとする日といたします。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2025年4月1日から実施いたします。

2 この料金表の実施にともなう経過措置

この料金表にもとづく、2025年4月計量日（託送約款等に定める計量日といたします。）の前日までの料金の算定において、当社は、6（料金）および別表（燃料費調整）にかかわらず、高圧・特別高圧料金表〔東京エリア〕（2024年4月1日実施）6（料金）および別表（燃料費調整）に準じて料金を算定いたします。

別 表

(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ は、次のとおりといたします。

α	β	γ
0.0030	0.3489	0.7318

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均市場価格は、1銭単位とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$\delta 1$ および $\delta 2$ は、次のとおりといたします。

$\delta 1$	$\delta 2$
0.5425	0.4575

なお、スポット市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所の取引規定に

定める翌日取引における東京エリアの約定価格といたします。

また、各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格は、1銭単位とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価は、1銭単位とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

$$+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times 3 \text{の基準市場単価}$$

なお、基準燃料価格および基準市場価格は、次のとおりといたします。

基準燃料価格	基準市場価格
49,800円	12.64円

(4) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

イ 計量期間等の始期が毎月初日のお客さま

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの 期間	翌年4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	毎年5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

ロ イ以外のお客さま

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの 期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から翌年 の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場 合は、翌年の2月29日 までの期間)	翌年4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

高圧	特別高圧
19銭0厘	18銭5厘

3 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1キロワット時につき1円変動した場合の値とし、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

	高圧	特別高圧
毎年4月の料金に係る 計量期間等	22銭9厘	22銭3厘
毎年5月の料金に係る 計量期間等		
毎年6月の料金に係る 計量期間等		
毎年7月の料金に係る 計量期間等	29銭0厘	28銭3厘

	高圧	特別高圧
毎年8月の料金に係る計量期間等	29銭0厘	28銭3厘
毎年9月の料金に係る計量期間等		
毎年10月の料金に係る計量期間等	22銭9厘	22銭3厘
毎年11月の料金に係る計量期間等		
毎年12月の料金に係る計量期間等	28銭3厘	27銭5厘
毎年1月の料金に係る計量期間等		
毎年2月の料金に係る計量期間等		
毎年3月の料金に係る計量期間等	22銭9厘	22銭3厘

4 燃料費調整単価等の提示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、1(2)の各平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格、各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および1(3)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページにおける掲示またはその他の方法によってお知らせいたします。